

公的年金からの個人住民税の特別徴収(年金天引き)が始まります

公的年金を受給されている方の納税の利便性向上と市町村等の事務効率化を図るため、平成21年10月から公的年金等に係る個人住民税を年金等からあらかじめ天引きする制度が始まります。

■特別徴収対象者

65歳以上(平成21年4月1日現在)で以下の条件全てを満たす方

- ◎公的年金等の収入のみで計算した場合、市県民税の納税義務者となる方
- ◎国東市の介護保険料が老齢基礎年金等から天引きされている方
- ◎平成21年1月1日から引き続き国東市にお住まいの方
- ◎老齢基礎年金等の支払額が年額18万以上の方
- ◎介護保険料等を天引きしている年金から、その他の特別徴収される税金等※の額を引いても市県民税を引きさける方(介護保険料を天引きしている年金以外の年金からは徴収できません)

※特別徴収される税金等とは？

所得税(源泉分)、介護保険料、国民健康保険税または長寿(後期高齢者)医療保険料を言います。

■特別徴収される税金と税額

公的年金等に係る所得(給与・事業所得等は含まない)に対する所得割額と均等割額。

■特別徴収される公的年金

介護保険料が天引きされている老齢基礎年金等。ただし、障害、遺族年金等の非課税年金は除きます。また、複数の年金を受給していても介護保険を天引きしている年金以外の年金からは徴収いたしません。

■徴収方法

徴収方法と徴収額については、平成21年6月中旬頃までに対象者に通知いたします。

●平成21年度徴収方法の概要

平成20年の収入が年金のみで市・県民税が24,000円の方の場合

公的年金等の所得分 (併用徴収)	普通徴収 (現金納付/口座振替)		特別徴収(年金天引き)		
	1期納期 6月30日	2期納期 8月31日	10月	12月	2月
個人住民税 年税額24,000円	6,000円 (税額の1/4)	6,000円 (税額の1/4)	4,000円 (税額の1/6)	4,000円 (税額の1/6)	4,000円 (税額の1/6)

【税金用語豆知識】

普通徴収『現金で納める方法を言います。(口座振替も現金で納める方法と考えます。)』

特別徴収『給与や年金からあらかじめ税金を天引する方法を言います。』

併用徴収『普通徴収と特別徴収を併せた納付方法を言います。』

*納付方法については納付前に必ず通知書を送付いたしますので『特別徴収』欄と『普通徴収』欄に記載されている内容をご確認ください。

問い合わせ 税務課 ☎0978-72-5162(直通)